

提案仕様書等に関する質問回答

| 業務名 | | こどもの居場所設置・運営事業 (児童育成支援拠点事業) 業務委託(西部拠点) |
|-----|----|---|
| 1 | 質問 | 令和7年度運営支援内容 2 施設登録利用者向け運営内容(3)開所日及び開所時間①開所日②開所時間について 学校の夏休みや冬休み・春休み時期についての開所日・開所時間の考え方について教えて頂きたい。 |
| | 回答 | 夏休みなどの長期休業中においても、開所日・開所時間の特段の取り扱いや変更は予定しておりません。ただし、事情により変更を行う場合は、提案仕様書 P.6 の2(3)①及び②に記載のとおり、委託者と受託者間で協議の上、運営に支障がない範囲内で変更するものとなります。 |
| 2 | 質問 | 多目的室のパーテーション・間仕切り等についての設備記載がなく、ひとつの大きな空間だと子ども達の活動内容が想像しづらいため、どのような形を検討されているか知りたい。 |
| | 回答 | お見込みのとおり、多目的室については、パーテーション等で空間を区切る必要があります。 施設全体につきましては、開所時間中に児童が集まることができる本事業専用のスペースやその他支援の実施に必要な設備を設けてください。 なお、その他支援の実施に必要な設備とは、学習室、静養室、相談室、事務室、調理室、調理設備等のことを指します。浴室・シャワー室については新たに設置する必要はありません。 ※「児童育成支援拠点事業ガイドライン」4(4)施設・設備参照 |
| 3 | 質問 | 施設の視察を行った際に、全体的に窓の高さが気になった。特に東向きの和室・会議室・音楽室を予定している窓枠については高さも低く子どもの足がかかるように感じ、窓の外にはバルコニーではないが立てるスペースがあり、危険を感じた。整備修繕資料の中には、窓周辺に関する内容の記載がなかった為、何か検討されている(例えば、柵の設置や網戸の設置等)対策や考え方等があれば知りたい。 |
| | 回答 | 児童福祉施設として建築基準法の基準を満たしていない部屋については、窓際に床から高さ1.1m以上の位置に手すりを新設することで基準を満たすとともに、安全を確保する予定です。 |
| 4 | 質問 | 現在、明石市の競争入札等参加資格審査申請について、委任状を提出し、受任者を設定しております。この場合に、参加確認書などに記載する代表者については、受任者とするのか代表者とするのかご教示ください。 |
| | 回答 | 参加確認書を含め、入札書類に記載する代表者については、受任先及び受任支社等の代表者を記載してください。 |

| | | |
|----|----|--|
| 5 | 質問 | 業務場所について、事業を実施するうえで発生する光熱水費について、見積書へ計上する必要があるかご教示ください。また、計上する場合において、概算の費用などがございましたらご教示ください。 |
| | 回答 | 事業を実施する上で発生する水道料金につきましては、委託者が負担する賃料に含まれているため、電気代のみ見積書へ計上してください。概算費用につきましては、新たに開設する拠点であることから、参考となるデータはございません。 |
| 6 | 質問 | 見積限度額について、『開設に伴い必要となる家具・什器等の購入費用（概ね500万円）を含む。』とありますが、見積書にはこの額を除いた610万円を上限に作成すればよいかご教示ください。 |
| | 回答 | 見積書には、開設に伴い必要となる家具・什器等の購入費用を含めた金額を記載してください。 |
| 7 | 質問 | 2.施設登録利用者向け運営支援内容【令和7年度以降実施】の「(4)利用可能範囲」で「別紙1「平面図」の赤枠内を除くすべての範囲」と記載があるが、個人情報などを配慮した上で、赤枠内でも利用することは可能か？ |
| | 回答 | 現時点では、提案仕様書 P.7の別紙1「平面図」の赤枠内の利用は想定していません。 |
| 8 | 質問 | 1 対象業務の（5）見積限度額について、「開設に伴い必要となる家具・什器等の購入費用」という記載があるが、消防関係に関する器具や看板なども含まれるか？また看板等についてどこに設置することが可能か？ |
| | 回答 | 避難梯子や防火カーテン、避難誘導灯など、消防法上求められる設備については、市が修繕工事の中で整備を行う予定のため、見積書へ計上する必要はありません。また、拠点名を表示するための看板については、今後、施設を管理するJA兵庫南サポートセンターとの協議の上、設置を検討するため、費用については見積書へ計上してください。 |
| 9 | 質問 | 6 利用対象者の「(1)通所者②利用者登録」について、想定されている委託者や市側との役割や通所までのフローについてご教授いただきたい。チラシの配布等は市で実施いただけるのか等を含む。 |
| | 回答 | それぞれの役割や通所までのフローについては、提案仕様書 P.5 の1(2)に記載のとおり、市及び委託者と受託者間で協議の上、実施したいと考えております。なお、チラシの配布等については、市での実施を想定していません。 |
| 10 | 質問 | 8 運営体制等で「(1)人員体制②施設登録利用者向け運営支援内容【令和7年度以降】」において、「児童5人に対し1人以上の職員を目安に配置する」とあるが、上限等はあるか？ |
| | 回答 | 職員の配置人数については、特に上限等は設けておりません。 |
| 11 | 質問 | 8 運営体制等で施設を担当するスタッフの中に、防火責任者を配置しないといけないか？ |
| | 回答 | 防火責任者(防火管理者)につきましては、施設を管理するJA兵庫南サポートセンターが所管となるため、スタッフの中に防火管理者の配置は必要ありません。 |